

奈良県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社 ソワン	大和高田市大 字神楽一三 一三三〇	ケアマネ ジメント 三七二	葛城市平岡四	居宅介護支援事 業	平成二十四 年三月一日	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所	居宅サービスの 種類	平成二十六 年十二月一 日
株式会社 笑皆	桜井市大字大 西七八〇	茶話本舗 デイサー ビス南妙 法寺亭	橿原市南妙法 寺町三八	通所介護	平成二十六 年十二月一 日	指定年月日	六 s	六 s	六 s